

国住指第3133号
平成21年11月18日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築計画概要書その他の書類の閲覧について（技術的助言）

建築計画概要書その他の書類（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧に係る取扱いについては、「確認の申請書に関する図書の閲覧について」（昭和五十年住指発第千百二十六号）において回答したところであるが、今般、技術的助言を行い、改めて周知を図るとともに、併せて、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の四第三項に規定する閲覧に関する規程の例を示すこととするので、各特定行政庁におかれてはこれを参考として、適切な運用に努められたい。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁に対して、この旨周知方願いする。

記

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十三条の二の規定は、建築計画概要書等を閲覧の用に供し周辺住民の協力のもとに違反建築を未然に防止するとともに併せて無確認建築物の売買等をも防止しようとするものであって、利害関係を有しない者が本制度の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的のために当該図書の閲覧を請求する場合には、当該請求を拒否しても違法ではない。また、特段合理的な理由なく、建築物等を特定せずに大量に建築計画概要書等の閲覧を求める場合についても、本制度の趣旨を逸脱して閲覧を請求する場合に該当する。

各特定行政庁にあっては、閲覧に関する規程を定めることとされているが、別添のとおり、上記の趣旨を踏まえた当該規程の例を示すこととする。

なお、各特定行政庁において定める情報公開条例の規定に基づく開示請求については、上記閲覧制度の趣旨に鑑み、適宜、情報公開部局との連携を図りつつ、個人情報保護に努められたい。

建築計画概要書等の閲覧に関する規程（例）

（趣旨）

第一条 この規程では、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第九十三条の二及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第十一条の四第三項の規定に基づき、施行規則第十一条の四第一項に規定する書類（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めるものとする。

（閲覧の場所）

第二条 建築計画概要書等の閲覧の場所は、〇〇とする。

（閲覧日及び閲覧時間）

第三条 建築計画概要書等の閲覧日及び閲覧時間は、〇〇都道府県の休日に関する条例第〇条に掲げる日以外の午前〇時から午後〇時までとする。

- 2 知事は、建築計画概要書等の整理その他の理由により必要があると認める場合は、前項の規定に関わらず、臨時に、建築計画概要書等を閲覧できない日を定め、及び閲覧時間を延長し、並びに短縮することができる。
- 3 知事は、前項に規定する場合にあっては、あらかじめその旨を前条に規定する閲覧の場所に掲示しなければならない。

（閲覧の手続）

第四条 建築計画概要書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧の対象となる建築物、建築設備又は工作物を特定する情報（所在地等）のほか、閲覧の目的、同時に閲覧する建築計画概要書等の数その他の必要な事項を記入した閲覧申込票を提出しなければならない。ただし、閲覧者が、やむを得ない理由により、建築物等を特定する情報等を記入することができない場合において、知事が当該閲覧の申請が法第九十三条の二の規定の趣旨に適合するものであると認めるときは、この限りでない。

（閲覧の方法）

第五条 閲覧者は、建築計画概要書等を指定された閲覧の場所以外に持ち出すことができない。

- 2 閲覧者は、建築計画概要書等を閲覧し終えたときは、これを返納しなければならない。
- 3 閲覧者は、建築計画概要書等を丁重に取扱い、破損、加筆等の行為をしてはならない。

（閲覧の中止等）

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築計画概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 前二条の規定又は係員の指示に従わない者
- 二 法第九十三条の二の規定の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的等のために閲覧請求する者
- 三 その他知事が不相当と認める者